

食品安全委員会の公開について
(平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定)

- 1 委員会の活動状況の公開について
委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 会議の公開について
委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については非公開とする。
- 3 議事録等の公開について
 - (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
 - (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。
- 4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について
 - (1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
 - (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。
- 5 その他
 - (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
 - (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。